

補装具費支給契約締結事業者 各位

神戸市福祉局障害者支援課

補装具費の支給における見積書・請求書の記載内容等について

平素より、障害福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

補装具費の支給に関する見積書及び請求書について、国及び市の制度変更にともない、今後は下記のとおりご対応いただくようお願いいたします。

記

1. 請求書の記載内容について

※令和 5 年 2 月 1 日以降に市に提出するものより適用

令和 5 年 1 月末で神戸市の債権者登録制度が廃止されます。振込先の情報を確認するため、現在債権者登録をされている事業者様であっても 2 月以降に提出される請求書には、以下の①～④を全て記載してください。

①住所 ②電話番号 ③法人名・個人名

④口座情報（金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義カナ）

なお、補装具費支給契約については今までと変わりません。契約の内容に変更が生じた場合、補装具費支給契約の変更手続きを速やかに行っていただきますようお願いいたします。

神戸市ホームページ「補装具費支給契約の手続きについて（事業者向け）」

https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/hosougu_keiyaku.html

2. 見積書の記載内容について

※令和 5 年 4 月 1 日以降に市に提出するものより適用

今後、国の補装具種目名称別コード単位で用具名称を管理するため、現在の見積書の内容に加えて、厚生労働省のホームページに掲載している「補装具種目名称別コード一覧表」の「コード値」及び「コード値の内容」を見積書に記載してください。

<記載例> 010101 殻構造義肢 上腕義手 装飾用

↑コード値 ↑コード値の内容

※補装具種目名称別コード一覧表のうち、【連携後登録不可】のコードは使用できません。

※「特例」と記載されているコードは、特例補装具のうち他のどのコードにも分類できない場合に選択してください。

補装具種目名称別コード一覧表は、厚生労働省の以下のページに掲載されています。

（「障害者 福祉用具」で検索できます。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/yogu/index.html

裏面へ続く

3. 請求書の提出時期について

令和4年度中に支給決定をしたものについては、令和5年3月末までに支払いを行うことが原則となりますので、納品後はできるだけ速やかにご請求いただきますようご協力をお願いします。

[問い合わせ先]

神戸市福祉局障害者支援課

TEL : 078-322-6352